証券コード 6439
発送日　2025年６月11日
（電子提供措置の開始日　2025年６月５日）

株　主　各　位

愛知県西尾市港町６番地６
中日本鋳工株式会社
代表取締役社長 鳥　居　良　彦

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第114回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイトhttps://www.nakachuko.co.jp

電子提供措置事項は、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報）にアクセスのうえ、「コード」に当社証券コード「6439」または「銘柄」に「中日本鋳工」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、ご確認いただけます。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）
https://www.nse.or.jp/listing/search/

株主の皆様におかれましては、本総会につきましては、書面により事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年６月26日（木）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2025年６月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　愛知県西尾市港町６番地６
当社本社事務所二階会議室

3．目的事項

報告事項　第114期（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

◎当日ご出席の際はお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

＜株主様へのお願い＞

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nakachuko.co.jp）より、発信情報をご確認くださいますよう、お願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（自 2024年４月１日
至 2025年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や雇用・所得環境に改善が見られる等、経済活動の正常化が緩やかに進みました。一方海外では、不安定な国際情勢を背景とする原油価格や原材料価格の高止まりは継続し、米国の高金利・保護主義政策に伴う影響や、円安の継続、物価高騰に伴う消費者の購買意欲変化等に加え、中国・欧州経済の低迷長期化等、先行き不透明な状況が継続しております。

鋳造業界をとりまく経営環境は、産業機械関連向け需要が、特に米国の高金利政策に伴う米国建機市場の在庫調整等により大幅減産の基調で推移しました。主原料である鉄スクラップ価格相場は、昨年度より値下がり傾向を続けましたが、期末は下止まり傾向でした。また、銑鉄に関しても、値下がり傾向が継続しました。

但し、鋳物副資材価格、電力等のエネルギー価格に加えて燃油や人件費増加に伴う輸送費等も高騰を続けており、極めて厳しい状況にあります。

このような状況下、営業活動におきましては、積極的な提案営業活動により仕事量の確保に注力してまいりました。生産活動におきましては、生産効率向上及び品質向上に向けての改善活動を展開して収益改善に努めました。このような経営環境の中で、当社の2025年３月期の業績は、売上高は4,857百万円（前年同期比954百万円減、16.4%減）となりました。利益面につきましては、営業損失326百万円（前年同期営業利益197百万円）、経常損失330百万円（前年同期経常利益254百万円）、当期純損失338百万円（前年同期当期純利益243百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

事業セグメント別売上高

（単位 千円）

区分		前事業年度		当事業年度		前期比増減(△)	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
鋳物事業	自動車部品	1,840,954	31.7%	1,397,533	28.8%	△443,421	△24.1%
	油圧部品	3,317,712	57.1	2,664,365	54.8	△653,347	△19.7
	ポンプ部品	198,772	3.4	362,530	7.5	163,758	82.4
	電機部品	5,009	0.1	3,707	0.1	△1,301	△26.0
	繊維部品他	249,904	4.3	199,341	4.1	△50,562	△20.2
計		5,612,352	96.6	4,627,477	95.3	△984,874	△17.5
不動産賃貸事業		135,011	2.3	146,047	3.0	11,036	8.2
発電・売電事業		64,722	1.1	84,115	1.7	19,392	30.0
合計		5,812,086	100.0	4,857,640	100.0	△954,445	△16.4

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は747,490千円であり、その主なものは、港工場における鋳造設備282,676千円、吉良工場における加工設備184,603千円であります。

(3) 資金調達の状況

設備資金および借換用資金として総額1,819,999千円を金融機関より借入をいたしました。

(4) 対処すべき課題

銑鉄鋳物業界の経営環境は、依然として厳しい状況が続いております。当社におきましても、産業機械関連向け需要が、特に米国の高金利政策に伴う米国建機市場の在庫調整等により大幅減産の基調で推移しました。鋳物原材料については昨年度より値下がり傾向が続いておりましたが、鋳物副資材、エネルギー価格に加え燃油や人件費増加に伴う輸送費等も高騰を続けており、事業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような厳しい経営環境のなか、当社は営業活動におきましては、既存取引先の受注拡大および新規取引先の開拓のための提案営業活動をより一層推進するとともに、製造活動の生産工程全般の改善活動による生産性向上と品質向上に全力を傾注することにより、収益力の改善に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況

（単位 千円）

区　分	2022年３月期	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期 (当事業年度)
売　上　高	5,243,453	5,367,723	5,812,086	4,857,640
当期純利益または当期純損失(△)	193,849	△483,157	243,146	△338,856
１株当たり 当期純利益又は当期純損失 (△)	84円94銭	△213円67銭	107円70銭	△150円47銭
総　資　産	8,877,675	8,317,412	9,221,596	9,136,253
純　資　産	3,702,753	3,154,773	3,488,649	3,112,977
１株当たり 純　資　産	1,630円92銭	1,397円28銭	1,532円35銭	1,386円38銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
子会社としてNAKANIPPON Precision THAIRAND Co.,ltdを新設いたしましたが、重要性がないため連結対象外としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事　業　部　門	事　業　内　容
鋳物事業	自動車・油圧部品等の鋳物部品製造・加工・組立
不動産賃貸事業	収益用不動産の賃貸及び管理
発電・売電事業	発電、売電及び電力の小売り

(8) 主要な営業所および工場

港工場　　愛知県西尾市
吉良工場　　愛知県西尾市
物流センター　愛知県碧南市

(9) 従業員の状況

従　業　員　数	前事業年度末比増減
150名	12名減

（注）上記従業員には、使用人兼務役員および臨時従業員（パートタイマー、嘱託および派遣社員）21名は含まれておりません。

（10）主要な借入先

借入先	借入額
西尾信用金庫	1,792,361千円
株式会社日本政策金融公庫	1,085,394千円

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数 5,000,000株

（2）発行済株式の総数 2,224,043株(自己株式82,257株を除く。)

（3）株主数 1,447名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社大西屋	806千株	36.3%
株式会社マキタ	110	5.0
阪部工業株式会社	96	4.3
西尾信用金庫	84	3.8
篠原寛	78	3.5
中鋳工投資会	65	2.9
加藤俊哉	57	2.6
川端知美	55	2.5
高須孝	52	2.4
飯島功市郎	32	1.5

（注）持株比率は、自己株式（82,257株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権に関する事項

（1）当社役員が保有している職務遂行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務遂行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が発行した新株予約権の状況は以下の通りであります。

	第１回新株予約権
決議年月日	2023年７月21日
新株予約権の付与対象者の区分及び人数	当社取締役２名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式　200,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使価格	１株当たり460円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格１株当たり460円 資本組入額１株当たり230円
新株予約権の行使期間	2023年７月21日から 2033年７月20日まで
新株予約権の行使の条件	（注）

（注）

１．本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2024年３月期から2033年３月期までのいずれかの事業年度における、当社の有価証券報告書に記載される単体の営業利益の額が40百万円以上となった場合に限り、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。

２．新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役又は使用人であることを要する。

但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	鳥　居　良　彦	
常　務　取　締　役	勝　又　俊　博	
取　締　役　会　長	鳥　居　祥　雄	
取締役（監査等委員）	齋　藤　勝　廣	
取締役（監査等委員）	都　築　勝　久	
取締役（監査等委員）	岡　田　雅　彦	岡田税理士事務所所長兼社会福祉法人せんねん村理事

（注）1．取締役齋藤勝廣氏、都築勝久氏ならびに岡田雅彦氏は、社外取締役であります。

2．監査等委員齋藤勝廣氏は、鋳造分野での豊富な経験と高い見識を有しております。

3．監査等委員都築勝久氏は、金融機関業務での豊富な経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4．監査等委員岡田雅彦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、岡田雅彦氏は名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

5．監査等委員岡田雅彦氏の兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

6．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

（2）取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数
		基本報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）	59,659	54,534	5,125	4名
（うち社外取締役）	(—)	(—)	(—)	(—名)
取締役（監査等委員）	2,580	2,580	—	3名
（うち社外取締役）	(2,580)	(2,580)	(—)	(3名)
合計	62,239	57,114	5,125	7名
（うち社外役員）	(2,580)	(2,580)	(—)	(3名)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2023年６月29日開催の第112回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く）は４名です。

３．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年６月29日開催の第112回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該決議時の監査等委員である取締役は３名です。

４．合計の支給員数につきましては、実際の支給員数を記載しております。

５．取締役の個人別報酬等の内容に係る決定については、役位、担当職務、当社業績及び当該業績への貢献度を総合的に勘案する社内規程をもとに取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、その方針に基づき取締役会で決定しております。当該取締役会の決議に際しましては、あらかじめ報酬の決議内容について監査等委員である取締役３名（うち３名は社外取締役）の社外役員が適切に関与しております。また、当事業年度に係る報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、独立社外取締役を含む社外役員からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

６．退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

７．上記の取締役の支給人員には、2024年６月27日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

（3）社外役員に関する事項

主な活動状況

区　分	氏　　名	活　動　状　況
取締役 (監査等委員)	齋藤勝廣	当事業年度開催の取締役会14回および監査等委員会５回のすべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と高い見識および製造業の経験・見識に基づき、取締役会において活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	都築勝久	当事業年度開催の取締役会14回および監査等委員会５回のすべてに出席し、取締役会においては、金融機関業務での豊富な経験から財務・会計に関して活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い監査体制の強化を推進しております。
取締役 (監査等委員)	岡田雅彦	当事業年度開催の取締役会14回および監査等委員会５回のすべてに出席し、取締役会においては、税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い監査体制の強化を推進しております。また、他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の合計額　15,000千円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　15,500千円

（注）１．監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．会社法監査および金融商品取引法監査に明確に区別できないため、その合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第37条第１項の規定に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長を委員長とする「コンプライアンス委員会（社外弁護士を含む）」を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制としております。コンプライアンスの推進については、企業理念に基づく「社員の行動規範」を制定し、全役職員がそれぞれの立場で、公正で高い倫理観に基づき業務の執行にあたり、社会に信頼される経営体制の確立に努めております。コンプライアンス委員会の実務組織として、社内の各部門毎に配置したコンプライアンス推進委員で構成したコンプライアンス推進委員会を適時開催し、教育・研修・情報交換を行うとともに浸透状況や重要課題については、コンプライアンス委員会に提言する体制としております。また、社内および社外の通報・相談・問合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る記録や文書、その他重要な情報の保存および管理は、文書規定等の社内規定を定め適切に管理しております。

③ 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

安全、品質、情報、コンプライアンス違反等を認識し、個々のリスクについての担当部門を定め、必要に応じて委員会やプロジェクトを設置し、当該リスクに関する事項を管理しております。また、担当部門は、そのリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することとしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定等により、各組織単位の職務権限を定め、効率的な職務の執行を行っております。

⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、監査等委員の補助者を置くこととし、その評価は監査等委員が行い、任命、解任、異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

⑥ 取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査等委員に対して法定の事項に加え、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす事項、コンプライアンス相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに監査等委員に報告するものとしております。

⑦ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員長は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。

なお、監査等委員は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなどの連携を図ることとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、コンプライアンス規程に基づき「社員の行動規範」の徹底を図っております。全体朝礼が行われる際に代表取締役社長をはじめとする経営陣幹部が直接説明を行い、社員全員の意識の徹底を図りました。また、内部通報規程を制定し、内部統制室長を窓口とする内部通報制度を整備してコンプライアンスの実効性向上に努めております。リスク管理体制につきましても、リスク管理規程に基づき年に一回、リスクチェックリスト、リスク対策表、不正チェックリストを用いてリスク評価を行い、取締役会において報告・審議を行いました。くわえて、内部統制室が財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全体的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性のモニタリングを実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（2025年３月31日現在）　　（単位 千円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**3,875,515**	**流動負債**	**1,704,955**
現金及び預金	2,268,141	電子記録債務	270,685
電子記録債権	408,478	買掛金	289,486
売掛金	467,414	短期借入金	10,000
商品	58,051	1年内返済予定長期借入金	867,057
製品	57,196	賞与引当金	62,467
仕掛品	390,113	未払金	97,209
原材料	37,877	預り金	15,899
貯蔵品	15,008	未払費用	57,973
前渡金	26,862	前受収益	4,705
前払費用	28,030	リース債務	28,107
その他	118,341	未払法人税等	1,363
固定資産	**5,260,737**	**固定負債**	**4,318,320**
有形固定資産	**4,240,483**	長期借入金	3,894,351
建物	1,007,196	役員退職慰労引当金	122,272
構築物	61,063	繰延税金負債	150,312
機械及び装置	824,144	長期リース債務	104,876
車輌及び運搬具	7,871	資産除去債務	18,029
工具器具及び備品	43,935	その他	28,478
土地	2,146,423	**負債合計**	**6,023,276**
リース資産	121,452	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	28,395	**株主資本**	**2,987,139**
無形固定資産	**10,945**	**資本金**	**30,000**
ソフトウエア	10,945	**資本剰余金**	**2,572,860**
投資その他の資産	**1,009,309**	資本準備金	1,065,799
投資有価証券	497,999	その他資本剰余金	1,507,060
関係会社株式	17,217	**利益剰余金**	**428,552**
出資金	103,180	利益準備金	67,700
関係会社貸付金	45,510	その他利益剰余金	360,852
前払年金費用	284,429	繰越利益剰余金	360,852
長期前払費用	13,776	**自己株式**	**△44,273**
保険積立金	47,197	**評価・換算差額等**	**96,237**
		その他有価証券評価差額金	96,237
		新株予約権	**29,600**
		純資産合計	**3,112,977**
資産合計	**9,136,253**	**負債及び純資産合計**	**9,136,253**

損 益 計 算 書

（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

（単位 千円）

科目	金額	
売上高		**4,857,640**
売上原価		**4,656,359**
売上総利益		**201,281**
販売費及び一般管理費		**527,453**
営業損失		**326,171**
営業外収益		
受取利息・配当金	11,864	
助成金収入	11,001	
その他	7,959	30,826
営業外費用		
支払利息	34,792	
その他	87	34,879
経常損失		**330,224**
特別利益		
固定資産売却益	14,652	14,652
特別損失		
固定資産処分損	4,019	
減損損失	8,702	
投資有価証券評価損	2,682	15,403
税引前当期純損失		**330,975**
法人税・住民税及び事業税		**2,824**
法人税等調整額		**5,056**
当期純損失		**338,856**

株主資本等変動計算書

（自 2024年４月１日 至 2025年３月31日）

（単位 千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年４月１日残高	30,000	1,065,799	1,507,060	2,572,860
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―
2025年３月31日残高	30,000	1,065,799	1,507,060	2,572,860

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
2024年４月１日残高	67,700	733,568	801,268	△31,108	3,373,020
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△33,860	△33,860		△ 33,860
当期純損失		△338,856	△338,856		△338,856
自己株式の取得				△13,164	△13,164
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	―	△372,716	△372,716	△13,164	△385,881
2025年３月31日残高	67,700	360,852	428,552	△44,273	2,987,139

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2024年４月１日残高	86,029	86,029	29,600	3,488,649
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△33,860
当期純損失				△338,856
自己株式の取得				△13,164
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	10,208	10,208	―	10,208
事業年度中の変動額合計	10,208	10,208	―	△375,672
2025年３月31日残高	96,237	96,237	29,600	3,112,977

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

（1）資産の評価基準および評価方法

（イ）有価証券の評価基準および評価方法

① 満期保有目的債券

原価法(定額法)

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式

移動平均法に基づく原価法

（ロ）棚卸資産の評価基準および評価方法

① 製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 商品・原材料・貯蔵品

月次移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（所有権移転外リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（所有権移転外リース資産を除く）

定額法を採用しております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

④ 所有権移転外リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、一般債権および貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額による退職給付債務から年金資産額を控除した金額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務の額を超過しているため、前払年金費用を投資その他の資産に計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。

当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税額等は発生事業年度の期間費用としております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位　千円）

	報告セグメント			合　計
	鋳物事業	不動産賃貸事業	発電・売電事業	
一時点で移転される財	4,627,477	—	84,115	4,711,592
一定期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	4,627,477	—	84,115	4,711,592
その他の収益	—	146,047	—	146,047
外部顧客への売上高	4,627,477	146,047	84,115	4,857,640

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項　(4) 収益及び費用の計上基準」に記載するとおりであります。

（会計上の見積りに関する注記）

1．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度は繰延税金資産を計上しておりません。

(2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当事業年度において、重要な税務上の繰越欠損金が生じており、かつ、事業計画の実現可能性について不確実性が高いため、繰延税金資産については、回収可能性が無いものと判断し、全額計上しないものとしております。

2．固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　4,240,483千円

減損損失　　8,702千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小限の単位であるグループに分類、各グループにおいて著しい収益性の低下が生じた場合に減損の兆候を把握し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額して減損損失として計上することとしております。

なお、実際の固定資産の減損の要否の判定において、割引前将来キャッシュ・フローについて一定の仮定を設定しております。これらの前提は事業計画の実現可能性が不確実性が高いため、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える

可能性があります。

(3)減損損失累計額の表示

固定資産の部に計上される有形固定資産に係る減損損失累計額については、各固定資産の金額から直接控除して表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産(帳簿価額)

建　　物	538,238千円
土　　地	1,077,185千円

1年内返済予定長期借入金95,322千円、長期借入金1,823,370千円の担保として上記のとおり提供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　5,258,211千円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　2,306,300株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　82,257株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

44,980千円(うち基準日が当事業年度中のもので当事業年度の末日後に行う剰余金の配当額11,120千円)

② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　200千株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額及び減損損失	161,548千円
棚卸資産評価損	16,859〃
投資有価証券評価損	3,705〃
出資金評価損	5,272〃
賞与引当金	21,738〃
役員退職慰労引当金	42,550〃
資産除去債務	6,274〃
新株予約権	10,124〃
繰延税金資産小計	268,073千円
評価性引当額	△268,073〃
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	51,331千円
前払年金費用	98,981〃
繰延税金負債合計	150,312千円
繰延税金負債純額	150,312千円

（金融商品に関する注記）

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、主に鋳物製品の製造事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等金融機関からの借入により資金調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理によってリスクの低減を図っております。また投資有価証券は、主に業務に関連する株式であります。一部の市場の価格の変動リスクに晒される上場株式については、定期的に時価の把握及び財務状況を把握しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適正に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。営業債務の支払手形及び買掛金は、１年以内の支払期日であります。

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位　千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,000	3,924	△75
その他有価証券	488,584	488,584	―
関係会社貸付金	45,510	44,414	△1,095
資産計	538,094	536,922	△1,171
長期借入金（１年内返済予定含む）	4,761,408	4,480,151	△281,257
リース債務（１年内返済予定含む）	132,984	128,703	△4,280
負債計	4,894,392	4,608,855	△285,537

（※）「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」及び「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）有価証券に関する事項

満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。

なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位　千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
社債	4,000	3,924	△75
合計	4,000	3,924	△75

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位　千円）

種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	425,395	262,042	163,353
小計	425,395	262,042	163,353
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	63,188	79,038	△15,849
小計	63,188	79,038	△15,849
合計	488,584	341,080	147,503

（注２）市場価格のない株式等

（単位　千円）

	貸借対照表計上額
非上場株式	5,415
関係会社株式	17,217

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、市場価格のない株式等と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位　千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
売掛金及び電子記録債権	875,893	―	―
投資有価証券			
満期保有目的の債券	―	4,000	―
関係会社貸付金	―	―	45,510
合計	875,893	4,000	45,510

（注４）短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

（単位　千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超
短期借入金	10,000	—	—
長期借入金（１年内返済予定含む）	867,057	2,482,363	1,411,988
リース債務（１年内返済予定含む）	28,107	101,603	3,272
合計	905,165	2,583,967	1,415,260

（3）金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位　千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	488,584	—	—	488,584
資産計	488,584	—	—	488,584

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位　千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	3,924	—	3,924
関係会社貸付金	—	44,414	—	44,414
資産計	—	48,338	—	48,338
長期借入金	—	4,480,151	—	4,480,151
リース債務	—	128,703	—	128,703
負債計	—	4,608,855	—	4,608,855

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

関係会社貸付金

元利金の合計と、当該債権の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県西尾市今川町、吉良町、三重県桑名市及び東京都葛飾区、文京区、新宿区、中央区において、賃貸用建物及び土地を有しております。

（単位　千円）

用途	損益計算書における金額		
	賃貸収益	賃貸費用	差額
賃貸等不動産	146,047	75,889	70,158

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位　千円）

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,057,590	△51,241	2,006,349	3,665,142

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）時価の算定方法は、固定資産税評価額等を基に算定したものであります。

（関連当事者との取引に関する注記）

役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高
役員およびその近親者	鳥居祥雄	無	当社取締役	当社銀行借入に対する債務被保証	125,020	―	―
役員およびその近親者	鳥居良彦	被所有（直接）0.7%（間接）36.3%	当社代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証	681,955	―	―

（注）当社は、銀行借入に対して代表取締役鳥居良彦及び取締役鳥居祥雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

（1）１株当たり純資産額　　1,386円38銭
（2）１株当たり当期純損失　　150円47銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（減損損失に関する注記）

港工場事務棟におけるシステム導入計画の中止及び碧南工場における鋳造ライン停止に伴い、一部の資産が遊休状態となり、対象となる資産を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上いたしました。

場　所	用　途	種　類	減損損失（千円）
港工場事務棟（愛知県西尾市港町）	遊休資産	工具器具備品	1,557
物流センター（愛知県碧南市須磨町）	遊休資産	建物	0
		機械及び装置	416
		工具器具備品	2,377
		建設仮勘定	4,351
計			8,702

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月22日

中日本鋳工株式会社
取締役会御中

五十鈴監査法人
本部・津事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	端地忠司
指定社員 業務執行社員	公認会計士	船越勇輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本鋳工株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月23日

中日本鋳工株式会社 監査等委員会

監査等委員　齋藤勝廣 ㊞

監査等委員　都築勝久 ㊞

監査等委員　岡田雅彦 ㊞

（注）監査等委員齋藤勝廣、都築勝久及び岡田雅彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期業績及び今後の事業環境を考慮し、以下の通りといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　5円　総額11,120,215円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2025年６月30日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	鳥居（とりい）良彦（よしひこ） （1979年３月20日）	2010年３月 当社入社 2012年４月 当社営業部グループリーダー 2014年７月 当社経営企画室長 2016年６月 当社取締役経営企画室長 2019年６月 当社代表取締役社長（現任）	156百株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	勝又俊博（かつまたとしひろ） （1961年４月３日）	2002年２月 関東自動車工業株式会社 海外事業企画部主査 2012年４月 タイ国 CYC METAL CO.LTD 副社長 2019年４月 タイ国 Kamiya Shokai (Thailand) CO.LTD 代表取締役社長 2021年７月 当社執行役員 2022年７月 当社取締役 2023年７月 当社常務取締役 （現任）	―百株
3	鳥居祥雄（とりいよしお） （1949年９月２日）	1979年10月 当社入社 1983年６月 当社常勤監査役 1991年６月 当社取締役購買部長 1997年６月 当社常務取締役総務部長 2001年６月 当社代表取締役社長 2019年６月 当社代表取締役会長 2023年６月 当社取締役会長 （現任）	0百株

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２.当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	齋藤勝廣（さいとう かつひろ） (1949年12月３日)	2000年１月 トヨタ自動車株式会社 上郷工場鋳造部部長 2008年４月 一般社団法人日本鋳造協会 副会長 2008年６月 アイシン高丘株式会社 常務取締役 2010年６月 アイシン高丘エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2016年６月 当社取締役 2023年６月 当社監査等委員(現任)	―百株
2	都築勝久（つづき かつひさ） (1943年11月１日)	1962年３月 西尾信用金庫入庫 1992年５月 同金庫理事 2000年１月 同金庫理事長 2000年６月 当社監査役 2008年１月 西尾信用金庫会長 2014年６月 西尾信用金庫相談役 2023年６月 当社監査等委員(現任)	―百株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おか だ まさ ひこ 岡 田 雅 彦 （1969年９月９日）	1998年11月 税理士登録 1999年１月 岡田税理士事務所入所 2000年７月 同事務所所長 （現任） 2000年９月 行政書士登録 2002年10月 社会福祉法人せんねん村 理事就任 （現任） 2003年６月 当社監査役 2023年６月 当社監査等委員（現任）	９百株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．齋藤勝廣氏、都築勝久氏、岡田雅彦氏は、社外取締役候補者であります。
３．齋藤勝廣氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の社外取締役を９年間務め、当社の事業内容等に精通しており、出身分野での豊富な経験と高い見識をもとに客観的な見地から適切なアドバイスを期待するものであります。
４．都築勝久氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、西尾信用金庫の元相談役であり、経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることに加え、当社の社外監査役を22年間、監査等委員である社外取締役を２年間務め、当社の事業内容等に精通しており、経営全般の監視と有効な上限を期待するものであります。
５．岡田雅彦氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、優れた識見と税理士としての豊富な実務経験を有していることに加え、当社の社外監査役を20年間、監査等委員である社外取締役を２年間務め、取締役の業務執行について、適法性および妥当性の監査を客観的な視点から的確に行っていただけることを期待するものであります。
６．当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、本選任議案の候補者全員が同保険の被保険者となる予定です。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役候補者１名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
加藤俊哉（かとうとしや） （1960年10月14日）	1990年６月 当社入社 1996年４月 当社管理部主任技師 1997年６月 当社常勤監査役 2004年６月 当社取締役鋳造部長 2007年５月 当社取締役技術部長 2008年５月 当社取締役鋳造部長 2010年10月 当社取締役品質保証部長 2016年６月 当社取締役加工品部長 2019年４月 当社常務取締役生産管理部長 2020年４月 当社常務取締役管理本部長 2021年４月 当社常務取締役総務部長 2022年６月 当社管理本部参与（現任）	571百株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．加藤俊哉氏の所有する当社株式は、当社従業員持株会を通じての保有分であります。

３．加藤俊哉氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社入社以来、管理部門の業務にとどまらず様々な部署の業務に従事し、1997年6月から2004年6月まで、常勤監査役として監査業務を行っていた経験があります。また、当社における豊富な業務経験に加え財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。上記の知見に基づいた当社の経営に対す適切な監査と、取締役会及び監査等委員会において適時適切な発言を期待し、補欠監査等委員である取締役候補者といたしました。

４．当社は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。加藤俊哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2024年６月27日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任された時田学氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法は、取締役会の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、本招集ご通知９頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
時田（ときた）　学（まなぶ）	2023年６月　当社取締役 2024年６月　当社取締役退任 2025年２月　当社退職

以上

株主総会会場のご案内

会　　場　愛知県西尾市港町６番地６
当社本社事務所二階会議室

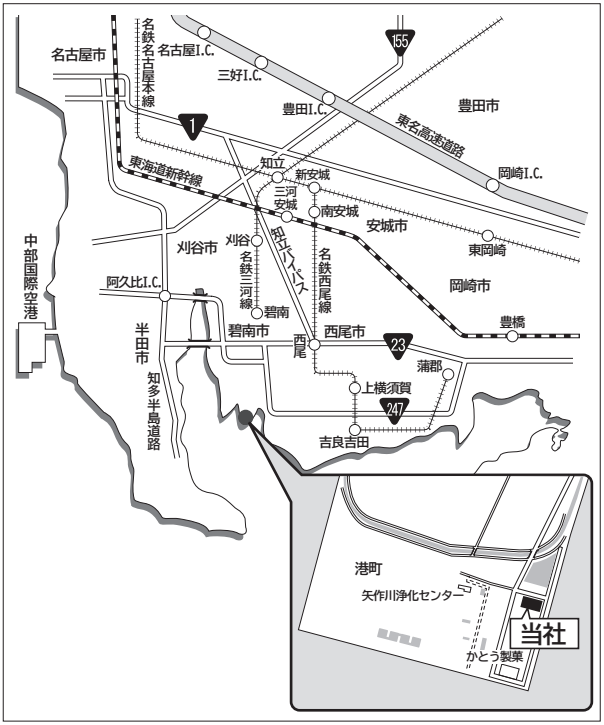

お車でお越しの場合　東名高速「岡崎」インターチェンジより南
下西尾方面へインターチェンジより約70分

交通機関をご利用の場合　名鉄三河線「碧南駅」下車
タクシーで約20分

※なお、当日会場までの交通機関として、名鉄三河線「碧南駅」より、午前９時30分発の専用マイクロバスを用意しております。